

## 第17回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日（金）午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史
会長職務代理者	1番	前谷 篤
委員	2番	角丸 章
	4番	大原 瞳生
	6番	渡邊 勝郎
	8番	井上 善博
	10番	高橋 宏吉
	12番	菊地 匡
	3番	猿渡 万里子
	5番	片桐 幸示
	7番	渡部 延三
	9番	竹田 安宏
	11番	谷口 秀夫

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第1号	農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第2号	農林水産省通知「農地法の運用について」の規定による非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 17 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、7 番の渡部延三委員、8 番の井上善博委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。これは、農地を相続したことを報告するものでございます。

届出者は、[REDACTED]、土地の所在は、晴見 1 条北 10 丁目 89 番 1、公簿・現況とも畑、面積 1,153 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 8 筆、33,257 m<sup>2</sup>、令和 3 年 7 月 19 日、相続により所有権を取得したものです。

この案件は、[REDACTED] が 7 月 19 日に亡くなられ、配偶者である [REDACTED] が相続されたもので、対象農地では主に牧草が植えられています。10 月 19 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第 1 号図・2 号図をご参照いただければと思います。以上です。

会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。  
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。  
全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、まず 1 番を事務局より説明願います。

事務局 では議案第 1 号の 1 番をご説明いたします。

計画番号は令和 3 年度賃第 4 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の関尾一史委員です。出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在は、北吉野町 331 番 1 の内、地目は公簿・現況とも畑、面積 6,800 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計 3 筆、7,841 m<sup>2</sup> です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 15,000 円、これは地積に下畑の単価 2,000 円を乗じたものであり、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年 1 か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第 3 号図を参考にしてください。

この案件は、[REDACTED] の意向を踏まえて推進員が調整したところ、対象農地に隣接する畑を耕作していた [REDACTED] に賃貸借することになったもので、飼料作物が作られる予定です。

この案件に関する農業経営基盤強化促進法に定める要件の確認については、別添 1 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしていますので、決定できるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第 1 号の 1 番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございま

せんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

手続きまして、議案第1号の2番を審議しますが、本案件は [REDACTED] が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、 [REDACTED] には審議終了までご退席をお願いします。審議後は、ご着席くださいますようあわせてお願ひいたします。

< [REDACTED] 退席>

事務局 それでは、事務局より、2番を説明願います。

ではご説明いたします。

計画番号は令和3年度賃第5号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・貸主は [REDACTED] 、受け手・借主は [REDACTED] 、農地の所在は、富平155番、地目は公簿・現況とも田、面積462m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計12筆、85,518.82m<sup>2</sup>です。対価は年額513,000円ですが、これは農地保有合理化事業のルールに基づいて、公社が [REDACTED] から農地を購入した価格の2%相当額でございます。対価の支払い方法等は12月10日までに指定口座に振り込むこと、賃貸借の期間は本日から令和8年9月26日までの4年10か月となっています。この9月26日というのは、まだ稻刈り中との疑問もあろうかと思いますが、保有合理化事業では [REDACTED] が [REDACTED] さんから農地を買った9月27日から5年後とされていますので、9月26日になります。なお、5年間の賃貸借の後は、 [REDACTED] がこの農地を買うことになっていますので、問題ないかと考えます。戻りまして、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第4号図を参考にしてください。

この案件に関しては、9月の定例総会で [REDACTED] から北海道農業公社へ農地を売買することを決定していましたが、その後、所有権移転の登記や土地代金の精算も済みましたので、今度は公社から [REDACTED] へ約5年間、農地を賃貸借するものです。

最後に要件の確認ですが、別添2に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしていますので、決定できるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第1号の2番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、井上委員。

井上委員 この年額513,000円を払いますよね。で、5年後に [REDACTED] が買うっていうのは、この支払った513,000円掛ける何年か分のお金っていうのは、土地代金から引かれるとかっていうのはない。

事務局 [REDACTED] が [REDACTED] から買った額と全く同額で、 [REDACTED] が買うという契約になっています。ただ1つだけ、この513,000円とは別に、負担が重たいということで、土地代金の5%を公社が助成するという助成金がありまして、多くの方はそれを活用しております。あくまでも土地代金は同額ということです。

井上委員 はい、分かりました。

会長 よろしいですか。

井上委員 はい。

会長 その他に何か質問等ございませんか。

全員  
会長  
全員  
会長  
なし  
それでは質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。  
異議なし  
それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。  
ではここで、[REDACTED]に着席していただきます。

会長  
<[REDACTED]着席>  
それでは、続きまして、議案第2号「農林水産省通知「農地法の運用について」の規定による非農地判断について」事務局より説明願います。

事務局  
それでは、議案第2号をご説明します。  
非農地判断を行う議案ですが、実は、今年4月から非農地判断の制度が少し変更されていますので、初めにその点についてご説明いたします。  
非農地判断を行うまでの流れとして、まず農地法第30条による農地利用状況調査を行います。今年は、先月、10月14日に行いました。この調査によりまして、今後も耕作される見込みがなく、復元も難しいといった農地が非農地判断の対象となります。ここまででは制度変更前と同じです。この後、昨年まででしたら、農地所有者に意向調査を行って、耕作する意思がないことを確認した後、次の年の農地利用状況調査で農地の状況に変わりがないことを確認して、初めて、農業委員会の総会で非農地判断を行っていました。つまり2年がかりの手続きが必要でした。  
しかし今年度からは、非農地判断の対象とした農地は、所有者の意向確認や次の年の利用状況調査を行わず、即、農業委員会の総会で非農地判断を行えることになりました。このため、今回の議案も、先月の利用状況調査を踏まえて、即、提出しています。ただし、所有者の意向も確認せずに一方的に非農地判断を行うことはできるだけ避けたいと考えています。今回も、農地所有者は高齢で施設に入所していますので、娘さんを通じて今後の意向確認や制度の説明を行ったうえで議案としております。  
では、今回、非農地判断を行う土地についてですが、所有者は、[REDACTED]  
[REDACTED]、土地の表示は、宮城の沢269番、公簿は山林、面積21,322m<sup>2</sup>、以下記載のとおり合計2筆、28,264m<sup>2</sup>です。現況確認日は農地利用状況調査を実施した10月14日としていますが、場所が旧慈恵会病院より約2キロも奥の方にあります。マイクロバスでは行けないため、委員の皆さんには数日前に撮った写真でご確認いただきました。図面は第5号図を参考にしてください。  
この土地に関する経過をご説明したいと思います。この土地は、所有者である[REDACTED]がかつて主に水田として利用しており、[REDACTED]自身もこの土地に囲まれるように建っている住宅に住んでいました。平成3年に[REDACTED]が東豊沼に転居した後も、この土地に通って耕作していましたが、7・8年前から高齢のためこの土地での耕作ができなくなり、そのまま現在に至っています。また、今後も[REDACTED]は耕作の予定は無いと話しております。  
判断の理由としては、農地に復元するには相当の手を加えなければならない現状のみならず、田んぼ1枚1枚が狭くて不定形であることや、他の農地と遠く離れて連坦していないこと、農業振興地域の農用地区域外であること、また、こうした条件から売買や賃貸も困難と考えられることなどを総合的に勘案して、非農地判断の議案とさせていただきました。  
最後に、非農地判断された場合のその後の扱われ方ですが、農業委員会としては「農地ではない土地」としたことを、土地所有者をはじめ、市の税務課や農協など関係機関にもお知らせします。これを受けて、土地所有者は法務局で

登記地目を変更したり、或いは、市役所の税務課では課税上の地目を田から例えば雑種地や山林に変更するといった処理が行われていくことになります。このように、非農地の判断は、事務的には肅々と進めることができる訳ですが、大変重要な判断と考えておりますて、例えば、数年間耕作されていないことのみで直ぐに非農地判断するのではなく、様々な側面から検討のうえ慎重に行うべきものと考えています。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

会長  
渡部委員

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

たまたま [REDACTED] の農地なんですけれど、農地パトロールで行っていないので分かりませんけれどね、似たりよったりの土地で、大小はあるでしょうけれど、その辺を非農地にするのは、今、話をしていましたけど、まだ、もっと出て来ても、おかしくはないんじゃないかというような気がするんだけど。どうなんでしょう。

事務局

皆さん、色々感じ方があろうかと思います。ただ状況だけを、一つの土地の状況だけをみれば、今回的小関さんの農地よりも、例えばもっと木が成長しているようなところもあったりして、あそこが非農地なら、ここは既に非農地にしていかなければならない、ですか、色々あると思うんですよね。

ですが、考えなければならない要素は、単にその土地の草木の生え具合だとか、手入れするのにどれくらい手間がかかるだとかも重要なんですけれども、土地所有者の意向ですとか、あとその土地と連たんしている農地がもしであれば、もしかしたらこの農地を借りたり買ったりする人が現れるかもしれないとか、小関さんの農地で言えば、農振農用地外になっておりますし、あれだけ遠くへ行く人はさすがにいないだろう、ということを総合して考えています。

なので非農地化するのは簡単なのですけれども、慎重にやっていきたいなというふうに考えています。

今後、農振外だからと言ってしまったけれど、農振の網がかかっているところも同様なことが起きた場合に、網がかかっているから状態が悪くても、家族の意向がそういう状態であっても、なかなかそれは非農地判断できないということに。

渡部委員

いえ、例えば去年、[REDACTED] という方の農地を非農地判断していますけれども、あそこは農振・農用地域内なんですよね。なので、何か一つ、それのみをもって、非農地判断しない訳ではありません。色々な要素の内の一つというふうに捉えています。

渡部委員

委員の皆さん、全員そう思っていると思うんだけどね。担い手が少ない。今やっている人は高齢化になってきているし、だから今後10年後を考えた時に、耕作放棄地だらけになってしまいう可能性はもう目に見えてますよね。だから今後守っていく土地ともうだめだねっていう土地の選択が必要になってくるんじゃないかなって、俺は個人的意見でさ。そういうふうにならないように、頑張らなきやいけないんだと思うんだけども、いかんせん受け手がいないことは、もう、どうにもならない話だから、ちょっとそれがね。

事務局

相当重要なご指摘をいただいていると思うんですけども、砂川市は委員さんの仰るとおり受け手がいなくて、新規就農もどんどん入って来る訳ではないという状況を考えれば、守らなければいけない農地、守ったほうがいい農地、条件が良い所ですね、それと条件が悪い所、谷間だとか山に近いところはどうしても条件が悪っていますが、そこは守り切れない農地というふうな色分けが、農協さんでも少しそういうことが議論になったということを聞いておりますけれども、今後そういう視点で検討していかなくてはいけないとも思っています

- す。そういうことをやっている町も雑誌で先日読んだりもしましたので、そういう取り組みが大事だなというふうに思っております。
- 農協の方の立場として、この土地は守ります、この土地は守れませんという話はないわけだから、やっぱりこれは行政サイドの話になってくるよね。今後の課題なんでしょうけれども、ちょっと頭の痛いことかなと。
- そうですね。所有者の意向は本当にばらばらで、例えば、お店でも何でもしたいから早く農振・農用地を外してくださいっていう人もいれば、もう山に戻したいから木を植えたいと言う人もいたり。簡単なものでもないなと思っているんですけども、こちら側の取り組みの姿勢としては、そういう視点も大事だなと思っています。
- 事務局 暫時休憩を入れてもらってもいいですか。
- 会長 ここで一度、暫時休憩といたします。
- <休憩>
- 会長 それではこれより再開いたします。その他に何か質問等ございませんか。
- 角丸委員 いいですか。
- 会長 はい。
- 角丸委員 僕の記憶に間違いがなければ、この2筆だけではなくて、他に田んぼとかも確かあったような気がしたのですが、この周りに。
- 事務局 宮城の沢ですか。
- 角丸委員 宮城の沢に。
- 事務局 宮城の沢には田・畑になっているのは、ここしかないです。
- 角丸委員 田んぼも水田もない。
- 事務局 はい。私、平成27年に [REDACTED] と話をしたことがあったんですが、転用しようと思っていた場所ではあるんですよね、本人も。ただ、地目が公募が山林だったので、転用許可を取らなくてもいいだろうっていうようなお話を本人がされました。ですが、現況、田んぼなんだから、転用許可が必要ということをずっと説明し続けていたんですけども、そのままでいいんだ・いいんだ、と言って、耕作放棄してしまいました。
- 角丸委員 ということは、これ以外にはもう。
- 事務局 あと、東豊沼だけです。
- 角丸委員 ないっていうことね。
- 事務局 はい。
- 角丸委員 はい、了解しました。
- 会長 よろしいですか。
- 角丸委員 はい。
- 会長 その他に何か質問等ございませんか。
- 全員 なし。
- 会長 それではそれ以外に、ご質問・ご意見がないようですので、本件は提案のとおり判断してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、対象の土地を非農地と判断し、所有者、関係機関に通知することといたします。
- 井上委員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
- 会長 農地の話とは関係ない話なのですが。日誌ですね、頭に月日ってありますよね。例えば11月11日って書くけど、面倒だなと思って。この後、日だけにしてくれませんかっていう要望提示なんですよ。
- 会長 頭に11って書いて、後は日にちだけを書けばいいんじゃないかな。

井上委員 そうですね。すみません。  
渡部委員 そんな、10個も活動しないよ。  
井上委員 いや、いや、あれば、なんか書かんとならんような。  
あと、また年末に、鳥獣被害の調査やりますよね。判子、いるの、いろいろのっていう提案をしたのですが、住所の欄ですね、砂川市まで印刷することはできますか。もし砂川市まで印刷してもらえると、あと住所書くのが楽かなと思って。できればお願いしたいなと。  
事務局 分かりました。あれは農政課が発信なので協議してみます。できるだけ手間をお掛けしないようにしたいと思います。  
井上委員 はい、ありがとうございます。  
会長 よろしいですか。  
井上委員 はい。  
会長 その他に何か質問等ございませんか。  
全員 なし。  
会長 それでは無いようですので、続きまして、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連報告（事務局長）
  2. 令和3年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局長）
    - ・日 時 11月4日（木）
    - ・場 所 芦別温泉スターイトホテル（芦別市）
    - ・出席者 関尾会長、前谷会長職務代理、中村事務局長
  3. 令和3年度空知農業委員会連合会第2回役員会（事務局長）
    - ・日 時 11月5日（金）
    - ・場 所 ホテル三浦買華園（滝川市）
    - ・出席者 関尾会長、中村事務局長
  4. 令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための研修会（猿渡委員）
    - ・日 時 11月9日（火）
    - ・形 式 オンライン
    - ・出席者 猿渡委員
  5. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）
    - ・日 時 11月30日（火） 14:00～
    - ・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）
    - ・出席者予定者 全委員、事務局職員
    - ・交通手段 マイクロバスを借りて往復します。次のとおり集合してください。《13:00 砂川市役所前 出発》
  6. 開催が中止された研修会等（事務局）
    - ・令和3年度全道農業者年金研修会（主催：北海道農業者年金協議会）
    - ・令和3年度市町村農業委員会活動強化研修会（主催：北海道農業会議）
    - ・令和3年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会（主催：北海道農業会議）

7. 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）

- ・日 時 11月4日（木）
- ・場 所 砂川市役所 市長室
- ・提出者 関尾会長、前谷代理、事務局同席

8. 農地利用状況調査の結果（事務局）

- ・別紙3のとおり

9. 砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」の開催（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

10. 令和4年新年交札会（砂川市・砂川商工会議所・砂川建設協会共済）の開催（事務局）

- ・日 時 令和4年1月5日（水） 18:00～
- ・場 所 砂川パークホテル
- ・会 費 2,000円
- ・形 式 飲食なし、1時間程度
- ・申込み 12月1日（水）から17日（金）までに会費を持参のうえ農業委員会事務局または秘書係へお申し込みください。

11. 定例総会の招集を通知するハガキ（事務局）

先月の定例総会の招集を通知するハガキについて、10月19日（火）に郵便局に出しましたが、総会当日の25日（月）に届いた事案がありました。郵便局に確認したところ、ごく稀なケースとのことですが、事務局では引き続き砂川市農業委員会規則に基づいて、早めにハガキを出すとともに、数日前にはFAXとLINEで案内するよう努めます。

12. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、11月分を事務局に提出してください。

13. 協議会報告（協議会会長）

会長 全員 会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は12月23日、木曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

＜会長挨拶＞

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員